



# 宮 崎 県 公 報

平成28年5月12日（木曜日） 号外 第24号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市橘通東2丁目10番1号発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 37,200円

## 目 次

	頁
告 示	
○県税の期限の延長-----（税務課）	1

## 告 示

### 宮崎県告示第 357号

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）第22条ただし書の規定により、地方税法（昭和25年法律第 226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、自動車取得税、条例第62条の2第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

平成28年5月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定地域 熊本県